



2022年4月27日

各 位

会社名 キッコーマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 中野 祥三郎
(コード番号 2801 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 白井 一起
(TEL. 03-5521-5811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第111回定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を、同条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を、それぞれ新設するものであり、現行定款第17条は不要となるため削除するものであります。また、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第17条(電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和願念法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を有する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月21日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月21日（予定）

以上